

平成19年7月24日

平成19年新潟県中越沖地震並びに台風第4号及び梅雨前線による大雨に係る地方交付税（9月定例交付分）の繰上げ交付

1 平成19年（2007年）新潟県中越沖地震並びに台風第4号及び梅雨前線による大雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰上げて交付します。

2 繰上げ交付対象団体

（1）新潟県中越沖地震

新潟県 4市1町 ながおかし かしわざし おぢやし じょうえつし いずもぎまち
 長岡市、柏崎市、小千谷市、上越市、出雲崎町

（2）台風第4号及び梅雨前線

熊本県 1町 みさとまち
 美里町

3 繰上げ交付額（合計 3,809百万円）

（1）新潟県中越沖地震

新潟県	長岡市	1,440百万円	（6月定例交付額の30%）
〃	柏崎市	289百万円	（〃）
〃	小千谷市	243百万円	（〃）
〃	上越市	1,546百万円	（〃）
〃	出雲崎町	95百万円	（〃）

計 3,613百万円

（2）台風第4号及び梅雨前線

熊本県 美里町 196百万円 （6月定例交付額の30%）

※ 平成19年度の普通交付税額が決定していないため、6月定例交付額を9月定例交付額とみなし、その30%の額としている。

4 繰上げ交付日

平成19年7月27日（金）

自治財政局財政課 川崎、園田
 TEL 03-5253-5111（代表）
 TEL 03-5253-5612（直通）
 FAX 03-5253-5615